

令和4年5月26日

保護者 様

宇都宮市立星が丘中学校長
田中 芳浩

新型コロナウイルス感染症に係る学校休業等の対応の変更について

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

本市では、令和4年4月より感染者の最終登校日とその前日の2日間の行動歴を確認し、2～5日程度を目安として学校・市教育委員会が相談の上、原則、学級休業を基本とし、感染状況に応じて学年・学校休業の措置を講じてまいりましたが、これまでの感染者発生後の学校での感染状況等を踏まえ、下記のとおり変更となる旨、市教育委員会より通知がありましたのでお知らせいたします。内容をご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 休業措置について

- ・ 学校・市教育委員会が相談の上、以下の状況を踏まえ、原則、学級休業を基本とし、休業措置について判断をする。
 - ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ② 1名の感染者が判明し、複数の未診断の風邪等の症状を有する者がいる場合
- ・ 休業期間については、感染者の最終登校日の翌日より2～5日程度を目安とする。
(最終登校日によっては、休業措置を講じない場合がある)
- ・ 休業期間については、感染状況などにより短縮や延長を行うことがある。

2. その他

- ・ これまで同様、生徒本人が陽性者及び濃厚接触者になった場合は中学校へ連絡してください。ただし、夜間や土日など学校の電話が自動音声中でもあっても、生徒本人の陽性が確認された場合のみ、宇都宮市教育委員会（028-632-5115）ご連絡ください。
- ・ 感染した方はもとより、根拠のない噂や情報、不適切な内容を発信するなど、誹謗中傷、差別や偏見等が発生しないよう、引き続き、ご配慮をお願いいたします。
- ・ 保護者からのコロナ関係の相談（検査できる医療機関や濃厚接触者について等）につきましては、「栃木県受診・ワクチン相談センター（0570-052-092）」への電話相談、また、検査機関等の案内に関しては、栃木県 HP の「診療・検査医療機関」を検索してください。
また、外国籍等の保護者に関しては、日本語以外の言語対応ダイヤル（028-678-8282）をご利用ください。

※本人または同居の方等に発熱や風症状等がある場合は、無理に登校せず、自宅で休養するようお願いいたします。この場合は「出席停止」となり欠席にはなりません。学校に連絡いただくとともに、医療機関にご相談ください。